

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

〔平成 21 年 5 月 26 日〕
閣 議 決 定

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

- 1 別表 1 中「510」、「511・929」、「834」、「1131(1143、1145)」を削る。
- 2 別表 1 中「832」の次に別紙 1 のように加える。
- 3 別表 2 中「510」、「511・929」、「1131(1143、1145)」を別紙 2 のように改める。